

議 会 運 営 委 員 会

令和5年8月2日(水)

午前9時～

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔事務局〕 下間局長、松井次長、久保田書記
-

議 題

- 1 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 2 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について
- 3 請願書・陳情書の添付資料について
- 4 その他

資料1

資料2

資料3

常任委員会が所管する事項の見直しについて

会派	意見
山水海	これまでの主張の通り。見直すことでのデメリットがないため。
超党みらい	<p>学校教育において福祉の部分はごく僅かであり、教育委員会の全ての所掌事務を福祉環境委員会が担当することは馴染まない。文部科学省と厚生労働省の両方を福祉環境委員会の所管とすることには無理がある。</p> <p>所管替えの必要性については現段階では合理的理由が認められないため、文教厚生委員会から総務文教委員会になった過去の経緯も尊重したうえで現行体制が適当と考え、所管替えには反対である。変更するとすれば全会一致を基本に熟議を重ね、議会としての合意形成を図ったうえで実施すべき重要事項であり、議会全体の共通認識ができていない現段階で結論を急ぐような案件ではない。</p>
創風会	<p>水道部門を公共インフラとの考え方により産業建設委員会へ所管移動する必要があるのではないかと、また、若干のアンバランスを感じる、などの意見が出たが、どうしても変更する事柄はないとの総括となった。</p> <p>多様な事柄により所管の移動が必要とのご意見があるのであれば、全員協議会の機会でその理由や効果等を明らかにされ、全議員納得の上で進める必要があるのではないかとのご意見を付す。</p>
公明クラブ	<p>福祉環境委員会の会議中や調査活動を行う中で、これまで幾度となく教育委員会の所管ということがハードルになる場面があったことから、子どもに関わることを全般を福祉環境委員会にまとめるために、教育委員会を移していただきたいと思う。</p> <p>学力問題を福祉でできるのかというご意見もあったが、所管として加われば当然従来の所管同様の対応を行うことになると考える。</p> <p>また、どなたが福祉環境委員会に所属されても、どこかのところでこの課題に遭遇すると考えるので、できる限り早い段階で見直しをお願いしたいと思う。</p>

浜田市議会議員政治倫理条例の改正について

会派	意見	
山水海	回答	第4条を削除
	理由	この条文の必要性がないため。
超党みらい	回答	結論に至らず
	理由	地方自治法の一部改正（議員の兼業禁止に係る請負に関する規制の緩和）による影響は少ないと思われるが、現行の議員政治倫理条例のままでどんな不都合が想定されるのかについての判断材料が乏しいために、「改正不要」、「第4条を削除」、「その他、法人等の「等」を削除」のいずれが妥当かの判断はできない。もう少し情報共有した上で問題点を整理し、論議を深めたうえで結論を出したい。
創風会	回答	現行のまま
	理由	特段改正が必要との意見なし。
公明クラブ	回答	第4条を削除
	理由	改正された地方自治法が遵守されれば問題ないと考えられるため。

請願書・陳情書の添付資料について

会派	意見
山水海	議長団・議運正副委員長が審査の必要性を判断される際に、資料添付のそれも合わせて判断。
超党みらい	添付資料については公開しないとしている現行の取扱を基本として、議運正副委員長、正副議長が「資料」と判断したものは公開しない。 その他、陳情書書式を定め、その範疇に収まらないものは受け取れないといった対応も検討すべきとの意見もあった。
創風会	本文及び添付物は全て請願・陳情書とみなし公開すべきとの意見も、また本文に含まれる資料らしき文や表は削除すべき必要は無いとの意見もあった。 たしかに、請願や陳情の文責は請願者や陳情者にあることを明確にし、情報公開条例に該当する部分のみ黒消しすれば何ら問題はないものと思う。
公明クラブ	請願書・陳情書はあくまでも趣旨・要望事項を文章で簡潔に示していただき、表や図式等、また他から抜き出した文書などは資料として審査の参考にしたいと思う。